

介護老人保健施設 銀玲 利用約款

介護老人保健施設 銀玲（以下「銀玲」という。）と（以下「利用者」という。）とは、次の条項により利用約款を締結します。

（約款の目的）

- 第1条 この約款は、介護保険法令および介護老人保健施設 銀玲 運営規程（以下「運営規程」という。）の定めるところにより、銀玲は介護老人保健施設サービス、ユニット型介護老人保健施設サービス、短期入所療養介護および通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供し、利用者および利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、その施設サービス等に対する利用料等の支払いを約することについて定めることを目的とします。
- 2 施設サービス等は、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることおよび居宅における生活への復帰を目指し、かつ、安心して居宅における療養生活が継続できるよう支援するために行うものとします。

（サービスの内容の説明と同意）

- 第2条 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、この約款の締結の前に、利用者および扶養者（以下「利用者等」という。）に対し、重要事項説明書（別紙1）およびサービス内容説明書（別紙2）に基づき説明をし、サービスの開始についてその同意を得なければならないものとします。
- 2 前項の同意が得られた場合は、同意書（別紙3）を作成するものとし、その作成の時からこの約款は有効に成立するものとします。
- 3 前2項の規定は、指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）および指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）の利用を開始しようとする時も同様とします。
- 4 短期入所および通所リハビリにあっては、前回の利用の終了の日から6カ月以上利用がなかった場合には、あらためて約款を締結するものとします。

（施設サービス計画等に基づくサービスの提供）

- 第3条 銀玲は、利用者等の希望と利用者について把握された課題ならびに銀玲の医師の診療方針に基づき、施設サービス提供にあたる従業者による協議の上、施設サービス計画、短期入所療養介護計画または通所リハビリテーション計画（以下「施設サービス計画等」という。）の原案を利用者等に説明し、その同意を得なければならないものとします。
- 2 銀玲は、前項の同意を得て決定した施設サービス計画等の写しを利用者または扶養者に交付するとともに、同計画等に基づいて、施設サービス等を提供します。
- 3 銀玲は、利用者が銀玲を利用した日から3カ月ごとに居宅における生活への復帰の可否を検討するものとし、施設サービス計画等の変更をする必要があると認められた場合、新たに利用者等の同意を得て、施設サービス計画等を変更します。ただし、利用者の心身の状態に大きな変化があった場合は、3カ月以内であっても随時施設サービス計画等を見直すものとします。

（重要事項説明書等）

第4条 運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他のサービスの選択に資する重要事項は、別紙1のとおりです。

2 銀玲が利用者に提供する施設サービス等の内容は、別紙2のとおりです。

（利用者または扶養者からの解除）

第5条 利用者または扶養者は、銀玲に対し、利用の終了の意思を表明することにより、この約款を解除することができます。

（利用の期間）

第6条 銀玲は、前条の解除の申し出がない限り、利用を継続するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、銀玲は利用者等に対し、この約款に基づく介護保健施設サービスの提供を解除することができるものとします。

- 一 要介護認定により利用者が自立または要支援と認定された場合。
- 二 定期的に実施される、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する会議において、利用者が退所して居宅で生活できると判断された場合。
- 三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、銀玲の提供できる適切な介護保健施設サービスを超えると判断された場合。
- 四 利用者等が次条に規定する利用料等の支払いを1カ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合。
- 五 その他、利用者または扶養者等が銀玲の職員および他の利用者等に対し、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為、及びハラスメント行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、銀玲は利用者等に対し、この約款に基づく短期入所療養介護または通所リハビリテーションの提供を解除することができるものとします。

- 一 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- 二 利用者の居宅サービス計画で定められた利用の範囲を超えて利用する場合。
- 三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、銀玲の提供できる適切な短期入所療養介護または通所リハビリテーションを超えると判断された場合。
- 四 利用者等が次条に規定する利用料等の支払いを1カ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合。
- 五 その他、利用者又は扶養者等が銀玲の職員および他の利用者等に対し、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為、及びハラスメント行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合。

（利用料等の支払い）

第7条 利用者および扶養者は、連帯して、施設サービス計画等に基づくサービスの提供を受けたときは、運営規程11条に定めるところにより、利用料等を銀玲に支払うものとします。又、利用者および扶養者は本契約上銀玲に対して負担する一切の責務を、極度額100万円の範囲

内で支払う責任を負います。

- 2 銀玲は、利用者または扶養者に対し、施設サービス等の提供を受けた月に係る利用料等の合計額を記載した請求書および明細書をその翌月の15日までに交付するものとします。利用者および扶養者は、連帯して、銀玲に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。その支払いの方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 銀玲は、前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者または扶養者に領収書を交付します。

（緊急時の対応）

- 第8条 銀玲の医師の医学的判断により、利用者について併設医療機関、協力病院または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 銀玲の医師が利用者に対し、施設サービス等における対応が困難と認めた場合または専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的医療機関を紹介します。
 - 3 前2項に定めるもののほか、施設サービス等利用中の利用者の心身状態が急変した場合は、利用者等が指定する者に緊急に連絡します。

（身体拘束ゼロの方針）

- 第9条 銀玲は、運営規程第5条の規定により、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下単に「身体拘束」という。）ゼロを目指します。
- 2 運営規程第5条ただし書の規定により、緊急やむを得ず身体拘束する場合は、次の手順により行います。
 - 一 銀玲の医師は、あらかじめ、扶養者にやむを得ず身体拘束をする利用者の心身の状況ならびに拘束の態様およびその時間等、緊急やむを得ない理由等を説明し、その同意を得るものとします。
 - 二 銀玲の医師は、診療録等に利用者の心身の状況、適切と判断される身体拘束の態様およびその時間を記載するものとします。
 - 三 銀玲の職員が、銀玲の医師の指示に基づき利用者の身体拘束をしたときは、サービスの提供内容に係る記録に利用者の心身の状況、身体拘束の態様およびその時間その他特記事項を記載するものとします。

（秘密の保持）

- 第10条 銀玲は、運営規程第6条の規定により、秘密の保持を行います。
- 2 銀玲は、次の情報提供について、この約款の締結時に利用者等に説明し、その同意を得なければならないものとします。
 - 一 介護保険サービスの利用のための市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供または適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - 二 介護保険サービスの質の向上のため、利用者が特定されないように配慮した上での学会、研究会等での事例研究の発表等。
 - 3 前項の同意は、同意書（別紙3）の作成によるものとします。ただし、銀玲は、同意書の同意がすべての情報提供に関する同意とみなしてはならず、利用者等から別段の申し出があった

場合または情報の性質によっては新たに利用者等から同意を得なければならないものとします。

（要望および苦情の処理）

第 11 条 銀玲は、運営規程第 18 条の規定により、利用者または家族等からの要望および苦情の処理を行います。

2 利用者または家族等は、施設が提供する施設サービス等に関して要望または苦情があるときは、支援相談員または銀玲が定める職員に直接申し出てください。

要望または苦情について電話をいただく場合は、

◎銀玲苦情相談窓口 0279-60-6655 までご連絡ください。

また、施設以外にご相談される場合は、

◎茨川市役所高齢政策課 0279-22-2116

◎国保連合会介護保険課 027-290-1319 までご連絡ください。

3 前項による申し出のほか、事務室窓口カウンターに設置してある「ご意見箱」に要望および苦情の内容を投函し、申し出ることができます。

（賠償責任）

第 12 条 銀玲は、運営規程 19 条第 4 項の規定により、施設サービスの提供により銀玲の帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者等に対して速やかにその損害の賠償を行わなければならないものとします。

2 利用者または家族等の責めに帰すべき事由によって銀玲が損害を被った場合は、利用者または家族等はその損害の賠償を求められることがあります。

（サービスに関する記録）

第 13 条 銀玲は、利用者について作成した施設サービス等に関する記録（施設サービス等計画書、診察録等その他の施設サービス等の提供内容に関する記録および居宅への復帰の可能性についての検討の記録等）を利用の完了の日から少なくとも 5 年間は保存します。

2 利用者等は、前項の記録のうち利用者にかかる部分について、閲覧またはコピーをすることができます。ただし、利用者以外の個人等の情報が含まれている場合は、当該部分を除くものとします。

3 前項のコピーの際、銀玲は利用者またはその代理人に対しコピーに係る実費相当額を請求することができます。

（疑義の決定）

第 14 条 この約款に疑義のあるときまたは定めのない事項については、介護保険法令および運営規程の趣旨に照らして、利用者等と銀玲が誠意をもって協議するものとします。

様

あなたに対する介護老人保健施設 銀玲（以下「銀玲」という。）が行う介護老人保健施設サービス・ユニット型介護老人保健施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーションを提供するにあたって、介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 5 条ならびに指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 119 条・第 8 条および第 155 条・第 125 条の規定により、次のとおり説明します。

この内容は、重要ですから、十分理解されるようお願いします。

説明者

1 事業者の概要

① 事業者の概要

医療法人 社団 平形会

② 主たる事務所の所在地

群馬県渋川市石原 564-1

③ 代表者

理事長 平形 久弥

2 施設の概要

- | | |
|-------------|--|
| ① 名 称 | 介護老人保健施設 銀玲 |
| ② 施設の所在地 | 群馬県渋川市石原 564 番地 1 |
| ③ 介護保険事業者番号 | 1050880010 (ユニット棟 1050880028) |
| ④ 管 理 者 | 金子 英人 |
| ⑤ 電 話 番 号 等 | 電 話 0279-60-6655
FAX 0279-60-6656 |
| ⑥ 敷 地 | 4,947.09㎡ |
| ⑦ 建 物 | 鉄筋コンクリート造 3 階・鉄骨造 2 階
延床面積 4,807.21㎡ |
| ⑧ 居 室 | 4 人部屋：15 室、3 人部屋：1 室、個室：7 室
ユニット型個室：30 室 |
| ⑨ 主 な 設 備 | (入所棟)
機能訓練室、食堂、レクリエーションルーム、デイルーム
談話室、浴室、脱衣所、家族介護教室、ボランティアルーム
(通所リハビリテーション)
機能訓練室、食堂、レクリエーションルーム、デイルーム
静養コーナー、浴室 |
| ⑩ 利 用 定 員 | 入所（短期入所療養介護を含む）：100 名 通所：45 名 |

3 施設・事業の目的および運営の方針

① 目的

- (1) 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療および日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることおよびその入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とします。
- (2) 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）は、要支援・要介護者（以下「要介護者等」という。）が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、短期入所療養介護計画等に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行い、療養生活を向上させ、および要介護者等の家族の身体的および精神的負担を軽減することを目的とします。
- (3) 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）は、要介護者等について、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことを目的とします。

② 運営の方針

- (1) 銀玲は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護老人保健施設サービス、短期入所療養介護および通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供します。
- (2) 銀玲は、明るく家庭的な雰囲気有するよう努めるとともに、特に地域および家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとします。
- (3) 銀玲は、利用者が良質で総合的なサービスの提供が受けられるよう、市町村、地域包括支援センター、他の介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
- (4) 銀玲の従事者は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者およびその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明します。

4 職員体制

運営規程別表第1のとおりです。

5 通所リハビリの営業日および営業時間

営業日 月曜から土曜（12月29日から1月3日を除く。）

営業時間 午前9時から午後4時まで。ただし、利用者の選定により通常要する提供時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合にはこの限りではありません。

6 施設サービス等の内容

約款別紙2（サービスの内容）のとおりです。

7 利用料等の額

運営規程別表第2のとおりです。

8 事故発生時の対応

- ① 銀玲は、事故発生時の対応のシステムについて、銀玲リスク管理委員会(事故防止委員会)で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ② 銀玲は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置をとるとともに、利用者の家族等に連絡をします。
また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県および市町村に報告することとします。
- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とします。
- ④ 銀玲は、施設サービス等の提供により銀玲の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、速やかにその損害の賠償を行います。
また、利用者または家族等の責めに帰すべき事由によって銀玲が損害を被った場合は、利用者または家族等はその損害の賠償を求められることがあります。

9 要望および苦情処理の体制

- ① 銀玲は提供した施設サービス等に関し利用者または家族等から苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望および苦情を申し出た者に説明します。
- ② 要望および苦情の受付責任者は支援相談員とし、苦情システムは、銀玲リスク管理委員会で定めます。
- ③ 利用者または家族等の要望および苦情を受け付けるため、サービスステーションの窓口に「ご意見箱」を設置します。

別紙2 サービス内容説明書

1 提供するサービスの内容

介護老人保健施設銀玲における施設サービス等は、利用者および扶養者の希望や課題を考慮し作成された施設サービス計画等に基づいて提供されます。

① 医療

医師による利用者の健康状態にあった適切な医療を提供します。医師による定期診察は1週間に1回行います。

② 看護・介護

利用者の心身の状態に応じた適切な看護・介護を提供します。

③ 機能訓練

機能訓練を重視し、常勤の理学療法士または作業療法士による個別リハビリ訓練を行います。また、個人の能力を生かしたレクリエーションのプログラムを組み機能訓練の一環として活用しています。

④ 食事

保温・保冷車を導入し、管理栄養士による適温で栄養のバランスを考えた食事を提供します。食事は健康状態が悪くならない限り、食堂にてお摂りいただきます。

・朝食 午前8時 ・昼食 午前12時00分 ・夕食 午後5時00分

なお、病状により通常のメニューによる食事を取れない利用者には、銀玲の医師の管理の下、治療食等の特別食を提供します。

⑤ 入浴

週に最低2回の入浴となります。ただし、利用者の体調に応じて清拭になる場合もあります。

入浴に介助を必要とする利用者のためには、特殊車椅子のままで利用できる特殊浴槽で対応します。

2 利用料金等について

運営規程別表第2に記載されています。

なお、利用料金等については、利用者の経済状況によっては同表の金額を軽減できることがありますのでご相談ください。

3 医療機関等との連携

銀玲では、次の医療機関と歯科医療機関にご協力をいただいております。

- | | | |
|---------|----------|-----------------|
| ①協力病院 | 関越中央病院 | 群馬県高崎市北原町71 |
| ②協力病院 | 関口病院 | 群馬県渋川市渋川1693-12 |
| ③協力歯科医院 | 平形内科歯科医院 | 群馬県渋川市石原564-2 |

4 銀玲利用に当たっての留意事項

① 面会

面会時間は、午前9時から午後8時までです。緊急の場合は、この限りではありません。面会の際は、各サービスステーションのカウンターにある面会簿に必要事項を記入

してください。

利用者のご家族におかれましては、できるだけ面会に来ていただきますようお願いいたします。

② 飲酒

銀玲内(施設内・敷地内)での飲酒は、療養上の問題から禁止しております。

③ 喫煙

『改正健康増進法』により銀玲内(施設内・敷地内)での喫煙は、2019年7月より全面禁止となっております。

④ 外出・外泊

外出・外泊の際は、必ずサービスステーションまで申し出た上で、外出・外泊届けを提出してください。

⑤ 入所中、外出・外泊中の医療機関の受診

標準的な医療行為は銀玲で行います。そのため、他の医療機関で診察を受けたり、投薬を受けることはできないことがありますので、必ず事前に銀玲職員にご相談ください。

⑥ 金銭・貴重品の持ち込み

高額の金銭等を持ち込む必要はありません。持ち込む場合は、利用者自らが管理可能な額でお願いします。尚紛失等の場合は銀玲は一切責任を負えませんのでご承知おき下さい。

5 非常災害対策

① 災害設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置等

② 防災訓練

6月(昼間訓練) 避難訓練、消化訓練および通報訓練

12月(夜間想定訓練) 避難訓練、消化訓練および通報訓練